

免除された国民年金保険料の追納制度（後払い）について

国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受ける老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予期間の保険料は、「**10年以内**」であれば、**古い期間から順に**、後から納めること（追納）ができます。ただし、**老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。**

追納（後払い）をした期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

◇追納（後払い）できる期間

追納（後払い）が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予期間に限られています。

例1：令和2年4月分は、令和12年4月末まで追納（後払い）ができます。

例2：平成22年9月分は、令和2年9月末まで追納（後払い）ができます。

◇追納（後払い）をする保険料額

令和3年3月31日までに追納（後払い）をする場合の保険料額は、次のとおりです。

	全 額 免 除	4分の3免除	半 額 免 除	4分の1免除
平成22年度の月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年度の月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年度の月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年度の月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年度の月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

※平成30年度・令和元年度の月分については、追納加算額はありせん。

追納（後払い）をする場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課年金係まで申し込みをしてください。



保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、**3年度目以降**に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に**経過期間に応じた加算額**が上乗せされます。



年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の**1か月前**からできます。

相 談 日	相 談 場 所
令和2年 9月17日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 10月15日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 11月19日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
令和3年 1月21日(木)	市 役 所 5 階 会 議 室
// 2月18日(木)	市 役 所 5 階 会 議 室
// 3月18日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室

◇相談時間 10:00~11:30、13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 お客様相談室
☎0739-24-0432

◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。「最初の案内でプッシュボタン①を押し、次の案内でプッシュボタン②を押す。」または、「番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」